平成２１年（フ）第１３９０号
千葉県野田市木間ケ瀬4885―Ｃ―１、開始決定時の住所千葉県野田市木間ケ瀬2448―５
破産者　長妻　　勝
１　決定年月日　平成21年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４２８号
千葉県松戸市金ヶ作341―６　今泉方、住民票上の住所東京都板橋区常盤台１丁目７―８―402
破産者　稲村　基弘
１　決定年月日　平成21年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１４０号
東京都板橋区常盤台１丁目７番８号
破産者　有限会社フードプランナー・エム
１　決定年月日　平成21年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５２３４号
東京都港区芝２丁目26番７号
破産者　株式会社ＪＵＳＴＩＣＥ
１　決定年月日　平成21年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５５１３号
千葉県市川市市川南２丁目６―４―801、開始決定時の住所千葉県市川市若宮２丁目19―16
破産者　河野　清男
１　決定年月日　平成21年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５５１４号
千葉県市川市市川南２丁目６―４―801、開始決定時の住所千葉県市川市若宮２丁目19―16
破産者　河野　久子
１　決定年月日　平成21年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５６４８号
東京都葛飾区鎌倉３丁目28番９号
破産者　株式会社シノハラ
１　決定年月日　平成21年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５６４９号
東京都江戸川区南葛西６丁目31―12
破産者　篠原　鈴男
１　決定年月日　平成21年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６９０６号
東京都板橋区高島平２丁目32―２―427、開始決定時の住所東京都豊島区上池袋４丁目47―３―402
破産者　丸山　勝夫
１　決定年月日　平成21年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６９０７号
東京都板橋区高島平２丁目32―２―427、開始決定時の住所東京都豊島区上池袋４丁目47―３―402
破産者　丸山喜代子
１　決定年月日　平成21年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６９２０号
神奈川県横浜市神奈川区西大口113―９―403
破産者　杉原　良隆
１　決定年月日　平成21年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７００９号
神奈川県横浜市西区藤棚町２丁目177―14―506
破産者　横田　正孝
１　決定年月日　平成21年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７８８７号
東京都足立区中央本町５丁目13―11
破産者　加藤　昭一
１　決定年月日　平成21年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７９８０号
埼玉県さいたま市北区宮原町３―475―３―30Ａ、住民票上の住所埼玉県さいたま市北区宮原町２丁目91―２
破産者　市原　久司
１　決定年月日　平成21年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８２９５号
埼玉県春日部市中央１丁目44―６―301、開始決定時の住所埼玉県春日部市粕壁東２丁目10―32―702
破産者　川口　聡一
１　決定年月日　平成21年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９２８１号
東京都墨田区両国４丁目７―11―501
破産者　細谷　一美
１　決定年月日　平成21年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９３７５号
神奈川県川崎市中原区下小田中２―22―38、住民票上の住所北海道札幌市厚別区厚別南１丁目12―１―506
破産者　渡邊　高行
１　決定年月日　平成21年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９５０１号
埼玉県朝霞市膝折町１丁目10番８号
破産者　株式会社インフィニート
１　決定年月日　平成21年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９５０２号
埼玉県川越市大字吉田651―23―2112
破産者　寺田　雅典
１　決定年月日　平成21年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９５５３号
神奈川県大和市福田４丁目23―５―101
破産者　鈴木　春男
１　決定年月日　平成21年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９６０２号
東京都世田谷区代田４丁目30番９号　テラス竹山Ｃ号
破産者　有限会社音楽箱
１　決定年月日　平成21年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部